

## 第5回市島地域市立小学校統合検討委員会次第

日時：R3.2.12（金）19:00～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 市島地域市立小学校統合準備委員会設置に向けて

3 自由討議

4 その他

5 閉 会



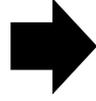
# 検討委員会から準備委員会へ

## 統合検討委員会

グループワークや自由討議を通じて・・・

「各地域や学校の現状」や

「市島地域の教育に関する大きな目標」の 共有



統合の是非の判断



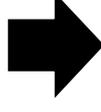
## 統合準備委員会

「統合の時期について」

「統合の形について」

「通学方法について」

「PTAについて」 等



統合に向けての 具体的な協議

## 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校（以下「市島地域5小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。
- （2）市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。
- （3）前2号のほか、市島地域5小学校の統合に必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育に関し識見を有する者
- （2）市島地域の各自治振興会を代表する者
- （3）市島地域小学校の保護者を代表する者
- （4）市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- （5）市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- （6）市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

### （任期）

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(識見を有する者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。